

平成21年度から 年度更新の申告・納付時期が変わります

平成20年度まで
4/1～5/20



平成21年度から
6/1～7/10

平成21年度から、年度更新の手続は6月1日から7月10日までの間に行っていただくこととなります。また、**年度更新申告書は5月末に送付する予定です。**

なお、**労働保険料の算定方法は変わりません**(4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります)。

(算定期間)

平成20年度確定保険料・・・平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

平成21年度概算保険料・・・平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

一般拠出金・・・平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

これにあわせて、平成21年度から労働保険料の延納(分割納付)の納期限についても以下のとおりとなります

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日 ～11.30	12.1～3.31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日 から50日	翌年1月31日

納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

労働保険事務組合の皆様は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

また、労働保険事務組合に委託している事業主の皆様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。

従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)への届出が必要です。


ご不明な点がございましたら、京都労働局・管下各労働基準監督署及び公共職業安定所にお
問い合わせください。

年度更新時期の変更お知らせハガキの発送について

事業主・労働保険事務組合の皆様あてに労働保険の年度更新時期が変更になることをお知らせする内容のハガキを平成21年3月下旬にお送りする予定です。

ハガキの内容は下記をご参照ください。

ハガキ内容表面

郵便はがき

事業主・労働保険事務組合の皆様へ 厚生労働省からの 重要なお知らせです
厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

労働保険のお知らせ

平成21年度から
年度更新の申告・納付時期が変わります

平成20年度まで
4/1～5/20



平成21年度から
6/1～7/10

- 平成21年度から、年度更新の手続は6月1日から7月10日までの間に行ってくださいこととなります。また、年度更新申告書は5月末に送付する予定です。

なお、労働保険料等の算定方法は変わりません（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります）。

【分納の納期限】

		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

※ 納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

労働保険事務組合に委託している事業主様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

- 平成21年度からの保険料率につきましては、年度更新申告書をお送りする際にお知らせします。

- 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。

ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。



厚生労働省 年度更新変更お知らせページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/index.html>